

情 個 審 答 申 第 1 号

平成 2 6 年 4 月 2 3 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第 1 7 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 4 年 7 月 2 3 日付け環政発第 2 4 2 号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

新幹線熊本駅の構内放送が外部に聞こえるような状況で、近隣住民の生活に影響を与えているとして文書開示申請した、新幹線熊本駅における拡声機を使用する営業（構内放送）についての認可や営業届け出等に関する資料及び新幹線熊本駅前西口広場周辺における騒音調査実績表等に関する文書等開示請求拒否（不存在）決定（平成 2 4 年 7 月 5 日付け環政発第 2 4 2 号）に対する異議申立てについて

[諮問第 3 号]

別 紙

諮問第 3 号

答 申

第 1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当でない。

第 2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、平成 24 年 6 月 22 日に新幹線熊本駅における構内放送に関し、「どの様な幸山市長の許認可によって、営業がなされているのか？営業届け出がなされているのか？等に関連する資料等一式と、現地での騒音調査実績表等」を開示請求したことに対し、実施機関が平成 24 年 7 月 5 日に開示請求拒否決定（不存）を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

第 3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

熊本市は、熊本駅周辺整備事業の一つとして熊本駅西土地区画整理事業を実施しているが、新幹線熊本駅に隣接しており、駅舎構内放送の音が外部に聞こえるような状況があり、そこに居住する住民の生活環境に影響を与えていることから、「熊本県生活環境の保全等に関する条例・第 4 款 拡声器の使用の制限 第 58 条等を見るに、深夜を含めて、どの様な幸山市長の許認可によって、営業がなされているのか？等」に関する資料等一式と現地での騒音調査実績表等の文書の開示請求を行ったものである。

熊本市は、事業主体として熊本駅西土地区画整理事業の工事を行い、換地指定をしている。日本一住み良いまちを創る・高齢者にも優しいまちを創る等を謳い、その理念が地域でも発揮された市政執行の結果であるから、当然、熊本市環境基本条例、熊本市環境総合計画による指針に沿って、工事や換地指定をし、地権者・市民等に安心安全な居住区間としての保証の基に居住・日常生活を送らせているはずであるから、予防医学的見地から生活環境は調査済みのはずである。

また、当該地区は、花岡山万日山に囲まれた盆地状の第一種住居地域であることから

熊本駅西土地区画整理事業の実施区域は、騒音等についても基準以内として、新幹線熊本駅における拡声機を使用する営業（構内放送）を許認可しているはずであるから本件文書の不existenceはあり得ない。

よって、不existenceを取り消して、本件文書の交付を即執行して戴きたい。

第4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が請求拒否の理由として主張した内容は、おおむね次のとおりである。

熊本県生活環境の保全等に関する条例第58条は、拡声機の使用に対して、一定の制限をかけるものであるが、その規定に基づく営業の許認可や届出の義務は無い。

また、新幹線熊本駅の構内放送については、屋外に向けての音響機器の使用には該当せず、同条例第58条第3項の規定は適用されないため、騒音等の環境影響調査や騒音調査についても実施していない。

以上より、文書は不existenceである。

第5 審議会の判断

1 本件文書について

開示請求書及び異議申立書からすると、本件文書Ⅰ・Ⅱは、次のとおりである。

(1) 本件文書Ⅰ

本件文書Ⅰは、新幹線熊本駅における拡声機を使用する営業（構内放送）についての許認可や営業届出に関する資料である。

(2) 本件文書Ⅱ

本件文書Ⅱは、新幹線熊本駅前西口広場（以下、「駅前西口広場」という。）周辺における騒音調査実績表等である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否（不existence）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件文書の存否について

(1) 本件文書Ⅰについて

本件請求に係る拡声機使用による騒音に関わる法令等として、熊本県生活環境の保全等に関する条例（昭和44年条例第23号）（以下「県条例」という。）がある。

県条例第58条及び同条例施行規則には、拡声機使用について許認可、届出等についての規定は一切ない。

したがって、許認可、届出等に関する文書がないとする実施機関の主張は合理性が認められる。

(2) 本件文書Ⅱについて

拡声機を使用する営業（構内放送）についての許認可、届出等に関する規定は無いものの、騒音に係る法令等には、土地の用途に応じた地域の類型及び時間の区分ごとに騒音の環境基準が定められ、その目標を達成するために騒音発生源となる特定施設や特定建設作業等についての規制基準が定められている。

騒音規制法に基づく本市の騒音規制地域の指定は市内全域となっているが、実施機関では、騒音測定等の運用は、環境基準の達成状況を把握するための自動車騒音測定等の一部を除き、広く調査測定を行ってはおらず、個別の騒音の発生源に対する調査は、基本的には住民からの苦情申出により対処している。

その対処は、申出人の相談により、必要に応じて調査、指導及び助言を行い、それらの処理でもなお紛争処理ができない場合に測定器による騒音測定を行うこととしている。

そこで、当審議会が実施機関に確認したところ、熊本駅舎の構内放送に係る公害苦情申出の処理を実施機関で行っていることを示す文書があった。

そして、当審議会がインカメラで当該文書を確認したところ、測定器による騒音測定を行ったという記載はないものの実施機関の職員が現地で音を確認した内容が含まれていた。

当該文書は、測定器による騒音測定結果ではないものの、同文書を開示請求対象文書から除外する理由はない。したがって、実施機関が本件に係る文書を不存在とした判断は不相当といわざるをえない。

もっとも、公害苦情申出の処理に関する資料は、申立人以外の第三者の情報が含まれており、開示決定にあたっての判断はその点が留意されるべきである。

4 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江 藤 孝
会長職務代理者		高 木 絹 子
委	員	大 江 正 昭
委	員	馬 場 啓
委	員	澤 田 道 夫

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成24年 7月23日	熊本市長から諮問を受けた。
平成24年 8月 9日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成24年 9月13日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成26年 1月17日	諮問の審議を行った。
平成26年 2月10日	答申（案）の審議を行った。
平成26年 3月27日	答申（案）の審議を行った。